第十一条の二の三第二項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号ハ中「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」の下に「（平成十一年建設省令第十三号。第五項第一号において「機関省令」という。）」を加え、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　構造方法等の認定のための審査に当たつて実物等の提出を受けて試験その他の方法により評価を行うことが困難であることその他の理由により申請者が工場等において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認する必要がある場合として国土交通大臣が定める場合　申請一件につき、前項第一号本文に定める額に、当該試験の立会い又は当該実地確認を行うために必要な費用として国土交通大臣が定める額を加算した額（ただし、法第六十八条の二十五第五項及び第七項の規定により申請する場合にあつては、二万円）

第十一条の二の三第四項中「第三号までを」を「第四号までを」に改め、同条第五項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　機関省令第六十三条第五号の規定による審査に基づく性能評価を受ける場合　申請一件につき、別表第二の（い）欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の（ろ）欄に掲げる額に、第二項第一号に規定する国土交通大臣が定める額を加算した額

別記第五十号の十一様式中2を3とし、1の次に次のように加える。

2．工場その他の事業場の名称及び所在地

別記第五十号の十二様式3の次に次のように加える。

4．工場その他の事業場の名称及び所在地

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第二条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二号ハ中「以下」の下に「この章において」を加える。

第四十三条第一項第二号ロ中「所在地、名称」を「名称、所在地」に改める。

第六十三条第三号中「ときは」の下に「、第五号の規定により審査を行う場合を除き」を、「プログラム」の下に「（次条第二号ロにおいて「構造方法等」という。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五　施行規則第十一条の二の三第二項第一号に規定する場合においては、申請者が工場その他の事業場（以下この章において「工場等」という。）において行う試験に立ち会い、又は工場等における指定建築材料の製造、検査若しくは品質管理を実地に確認し、その結果を記載した書類等により審査を行うこと。

第六十四条中「のいずれか」を「に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号」に改め、同条各号を次のように改める。

一　前条各号に定める方法による審査を行う場合　次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ　学校教育法に基づく大学又はこれに相当する外国の学校において建築学、機械工学、電気工学、衛生工学その他の性能評価の業務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ　建築、機械、電気若しくは衛生その他の性能評価の業務に関する分野の試験研究機関において試験研究の業務に従事し、又は従事した経験を有する者で、かつ、これらの分野について高度の専門的知識を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

二　前条第五号の規定による試験の立会いを行う場合　次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ　前号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　構造方法等の性能に関する試験の実施、記録、報告等に係る部門の責任者としてこれらの業務に関して五年以上の実務の経験を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

三　前条第五号の規定による実地確認を行う場合　次のイからハまでのいずれかに該当する者

イ　第一号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ　指定建築材料の製造、検査又は品質管理（工場等で行われるものに限る。）に係る部門の責任者としてこれらの業務に関して五年以上の実務の経験を有する者

ハ　国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第六十八条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　第六十三条第五号の規定により審査を行った場合においては、工場等の名称、所在地その他の概要並びに同号の規定による試験の立会い又は実地確認を行った年月日及び評価員の氏名

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年十二月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前に建築基準法第七十七条の五十六第二項に規定する指定性能評価機関又は同法第七十七条の五十七第二項に規定する承認性能評価機関に対してされた性能評価の申請については、なお従前の例による。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十二月一日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一〇―四―二五

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「健康診断」の下に「（第二十二条の四第一項に規定する検査を除く。以下第二十四条の三までにおいて同じ。）」を加える。

第二十二条の二の見出しを「（勤務時間の状況等に応じて行う面接指導等）」に改める。

第二十二条の三の次に次の一条を加える。

（心理的な負担の程度を把握するための検査等）

第二十二条の四　各省各庁の長は、職員（人事院の定める非常勤職員を除く。）に対し、医師、保健師その他の人事院の定める者（第三項において「医師等」という。）による心理的な負担の程度を把握するための検査を受ける機会を与えなければならない。

2　前項の検査の項目その他同項の検査に関し必要な事項は、人事院が定める。

3　各省各庁の長は、第一項に規定する検査を受けた職員に対し、人事院の定めるところにより、当該検査を行つた医師等から当該検査の結果が通知されるようにしなければならない。この場合において、各省各庁の長は、あらかじめ当該結果の通知を受けた職員の同意を得ないで、当該医師等から当該職員の検査の結果の提供を受けてはならない。